

参考 資料 1（自家用有償運送）

運営協議会において合意を必要とする事項

合意を必要とする事項	新規登録	更新登録	変更
(1) NPO等による自家用有償旅客運送の必要性 (新規登録の場合) 当該地域の輸送状況等から、道路運送法第79条の4第1項第5号の規定に基づき、NPO等による自家用有償旅客運送が必要であること。 (更新登録の場合) 法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合には、引き続き、当該地域においてNPO等による自家用有償旅客運送が必要であること。	○	○	—
(2) 運送の区域（規則第51条の4）	○	変更の場合のみ ○	○
(3) 旅客から収受する対価（規則第51条の15）	○	変更の場合のみ ○	○
(4) 運送しようとする旅客の範囲（規則第49条）	○	追加の場合のみ ○	追加の場合のみ ○

(旅客から収受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- 三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調つていること。

(鳥取運輸支局公示第8号より) 抜粋

(3) 対価の設定に当たっての考え方

① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲であることなどが求められる。

イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること。

鳥取市社会福祉協議会

自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の変更登録（料金改訂）について

住所	鳥取市富安二丁目104-2	
名称	社会福祉法人	鳥取市社会福祉協議会
代表者	会長 下石義忠	
事務所名称	鳥取市社会福祉協議会佐治町総合福祉センター	
事務所住所	鳥取市佐治町加瀬木 2171-2	

- 1 料金改訂の理由について
平成 25 年度から収入が利用料収入のみとなる。
運営するにあたり財政的に厳しくなるが、高齢者、障がい者にとって必要な交通手段である。
安定した事業所運営を行うため料金改訂を行いたいと考えている。

- 2 料金改訂の内容について
 - (1) 利用料の加算額を 100 円→150 円とする。
 - (2) 以後 1kmごと 1km未満は四捨五入とする（現行は全て切り捨て）

3 比較表について（太字部分が変更部分）

項目		現行金額	改訂案
【利用料】	・最初の 1 km 以外の 1 km 未満は切り捨て	200 円	200 円
	・以後 1 km ごと 1 km 未満は四捨五入とする。	100 円を加算	150 円を加算
【待機料】	・15 分まで	無料	無料
	・15 分から 30 分まで	300 円	300 円
	・以後 30 分ごとに	300 円を加算	300 円を加算
【年会費】	・年間登録費	2,000 円	2,000 円
【その他】	・有料自動車道、有料駐車場利用料	実費	実費